

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年11月2日

【四半期会計期間】 第48期第1四半期(自 2022年6月21日 至 2022年9月20日)

【会社名】 株式会社ジョイフル本田

【英訳名】 JOYFUL HONDA CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 細谷 武俊

【本店の所在の場所】 茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号

【電話番号】 029-822-2215 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長兼経営管理部部長 大内 健司

【最寄りの連絡場所】 茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号

【電話番号】 029-822-2215 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長兼経営管理部部長 大内 健司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第47期 第1四半期 累計期間 | 第48期 第1四半期 累計期間 | 第47期 |
|------------------------------|-------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 会計期間 | | 自 2021年6月21日 至 2021年9月20日 | 自 2022年6月21日 至 2022年9月20日 | 自 2021年6月21日 至 2022年6月20日 |
| 売上高 | (百万円) | 30,862 | 30,966 | 123,555 |
| 経常利益 | (百万円) | 3,196 | 3,302 | 13,224 |
| 四半期(当期)純利益 | (百万円) | 2,210 | 2,254 | 11,098 |
| 持分法を適用した場合の 投資利益 | (百万円) | 57 | 53 | 158 |
| 資本金 | (百万円) | 12,000 | 12,000 | 12,000 |
| 発行済株式総数 | (株) | 73,348,911 | 70,010,871 | 70,010,871 |
| 純資産額 | (百万円) | 113,754 | 114,316 | 115,821 |
| 総資産額 | (百万円) | 157,411 | 157,428 | 156,431 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益金額 | (円) | 31.92 | 34.50 | 165.00 |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 | (円) | - | 34.47 | - |
| 1株当たり配当額 | (円) | - | - | 42.00 |
| 自己資本比率 | (%) | 72.3 | 72.6 | 74.0 |

- (注) 1. 第47期第1四半期累計期間および第47期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり四半期(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定において、株式給付信託(BBTおよびJ-E SOP)の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、また「前事業年度の有価証券報告書」に記載した事業等のリスクとの重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況の分析

当第1四半期累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症第7波による新規感染者数の急増、長期化するウクライナ情勢に影響される原材料や食料不足による物価上昇、さらには米国の金融政策等による急激な円安の進行など国内経済への影響は大きく、依然として先行き不透明な状況となっております。

総合流通業界におきましても、一部に回復の気配が見られるものの長引く新型コロナウイルス感染症の影響等による集客の伸び悩み、原材料価格、物流コスト等の高騰に伴う商品価格の上昇による個人消費の停滞など、厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境の下、当社は中期経営計画で掲げた3つの基本方針「企業ミッションに基づく施策実行」「企業ビジョンの定量目標化による成長実現」「SDGsのソリューションを地域社会と共創」を踏まえ、今年度の方針である「世代を超えたファンを拡げていこう!」の達成に向けて、取り組みを強化してまいりました。

「企業ミッションに基づく施策実行」における「必要必在」へのアクションとしては、売り場の継続的な演出を強化し、お客様に楽しんでいただける売り場の確立や、EDLP商品・M&M商品の拡充等により、有事も平時も頼りになる存在として、お客様からのご支持層を幅広く、分厚くする仕組みづくりを推進いたしました。

また、ES(従業員満足)の持続的向上施策としては、男性の育児参加を促進する特別休暇制度を創設するなど、社員が安心して働ける環境を整備し、子育てサポート企業「くるみん」の認定を取得いたしました。

「生活提案」へのアクションとしては、「多目的・多機能型セレクトショップ」への進化の施策として、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社とのコーナーライセンス契約を締結、オリジナルキービジュアルの「MAGIC FOREST」を全16店舗で展開しております。

「企業ビジョンの定量目標化による成長実現」における株主還元策としては、資本効率を高め、1株当たり利益の増大を図ることを目的として、コミットメント型自己株式取得(FCSR)による自己株式の取得を実施いたしました。FCSRは市場の流動性にかかわらず、自社株買いの取得達成を確実に高めることが可能な手法で、日本企業では、当社が初めて採用いたしました。

「SDGsのソリューションを地域社会と共創」における「地域共創企業」へのアクションでは、「GX推進カンパニー」へのパラダイムシフトを図るべく、太陽光パネルの設置店舗や設置規模を選定し準備を進めております。2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、自社だけでなく地域やサプライチェーン全体でGHG排出量の把握や削減に努め、社会や消費者から選ばれる企業を目指してまいります。

以上の施策等に取り組んでまいりました結果、当第1四半期累計期間の売上高は309億66百万円(前年同期比0.3%増)、営業利益は30億72百万円(前年同期比5.6%増)、経常利益は33億2百万円(前年同期比3.3%増)、四半期純利益は22億54百万円(前年同期比2.0%増)となりました。

当第1四半期累計期間における、商品グループ・分野別の売上状況は以下のとおりとなっております。

商品グループ・分野別売上高

(単位：百万円、%)

| 商品グループ・分野 | 前第1四半期累計期間 (自 2021年6月21日 至 2021年9月20日) | 当第1四半期累計期間 (自 2022年6月21日 至 2022年9月20日) | 前年同期比 |
|-------------|--|--|-------|
| 資材・プロ用品 | 5,299 | 5,459 | 103.0 |
| インテリア・リビング | 4,218 | 4,187 | 99.3 |
| ガーデン・ファーム | 4,093 | 4,148 | 101.3 |
| リフォーム | 3,631 | 3,639 | 100.2 |
| 「住まい」に関する分野 | 17,242 | 17,435 | 101.1 |
| デイリー・日用品 | 9,508 | 9,382 | 98.7 |
| ペット・レジャー | 3,846 | 3,878 | 100.8 |
| その他 | 264 | 269 | 101.9 |
| 「生活」に関する分野 | 13,619 | 13,531 | 99.4 |
| 合計 | 30,862 | 30,966 | 100.3 |

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

資産は、前事業年度末に比べ9億97百万円増加し、1,574億28百万円となりました。これは主として、有形固定資産の増加21億6百万円、商品の増加14億73百万円、現金及び預金の減少24億8百万円によるものであります。

負債は、前事業年度末に比べ25億2百万円増加し、431億12百万円となりました。これは主として、買掛金の増加10億74百万円、賞与引当金の増加5億28百万円、流動負債その他の増加19億43百万円、長期借入金の減少8億91百万円によるものであります。なお、流動負債その他の増加の主な内訳は、未払金の増加13億13百万円等によるものであります。

純資産は、前事業年度末に比べ15億5百万円減少し、1,143億16百万円となりました。これは主として、自己株式の取得24億99百万円、配当金の支払い13億96百万円、四半期純利益22億54百万円の計上によるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

(自己株式の取得に関する事項)

当社は、2022年6月6日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、2022年8月4日に取得が完了しております。なお、自己株式の取得にはコミットメント型自己株式取得（FCSR）（以下「本手法」という。）を用いております。当社は、2022年8月3日に野村証券株式会社ならびに野村キャピタル・インベストメント株式会社と本手法に係る契約を締結いたしました。

詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項 追加情報」に記載のとおりであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 400,000,000 |
| 計 | 400,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年9月20日) | 提出日現在 発行数(株) (2022年11月2日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|---------------------------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 70,010,871 | 70,010,871 | 東京証券取引所 (プライム市場) | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は、100株であります。 |
| 計 | 70,010,871 | 70,010,871 | - | - |

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 2022年8月3日 |
| 新株予約権の数(個) | 1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式1,601,500(最大) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 2022年9月30日から2023年2月1日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 0 資本組入額 1 |
| 新株予約権の行使の条件 | (1)本新株予約権の一部行使はできないものとする。 (2)本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、新株予約権者はその旨を発行会社に速やかに通知するものとする。当該通知が行われた日以降、当該本新株予約権を行使することはできない。 (3)平均株価が2022年8月4日に当社が実施する東証の自己株式立会外買付取引における取引価格(「基準株価」といい、平均株価算定期間(注2)中に調整事由(注3)が発生した場合、規定(注3)に従って調整される。)と同額または基準株価を下回る場合には、本新株予約権を行使することはできない。 |

| | |
|------------------------------|---|
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、または株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」という。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」という。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1)新たに交付される新株予約権の数 1個とする。</p> <p>(2)新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類 再編当事会社の普通株式とする。</p> <p>(3)新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注書き2.に準じて決定する。</p> <p>(4)新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、同新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、1円とする。</p> <p>(5)新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間 行使可能期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使可能期間の末日までとする。</p> <p>(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 注書き4.に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>(7)新株予約権の取得条項の有無 注書き5.に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>(8)新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>(9)組織再編行為の場合の新株予約権の交付 本項に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>(10)その他の条件については、再編当事会社の条件に準じて決定する。</p> |
| 新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 | <p>本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額（以下「出資金額」という。）は、1円とする。</p> |
| 新株予約権の残高(百万円) | - |

新株予約権の発行時（2022年8月18日）における内容を記載しております。

(注) 本新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

1. 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

2. 新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は、以下の計算式に従って算定される株式数（単元未満株式については切り捨てる。）とする。

交付株式数 = (1)取得済株式数 - (2)平均株価取得株式数（0を下回る場合には、0株とする。）

- (1) 「取得済株式数」とは、2022年8月4日に当社が実施する株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の自己株式立会外買付取引による自己株式の買付けに際して、当社が野村證券株式会社（以下「野村證券」という。）から買い付ける株式数と同数とする。ただし、平均株価算定期間（(2)()に定義する。）中に調整事由等（注書き3.に定義する。）が発生した場合には、取得済株式数は、注書き3.の規定に従って調整される。
- (2) 「平均株価取得株式数」とは、以下の計算式に従った計算の結果得られる株式数（一株未満については切り捨てる。）とする。

$$\text{平均株価取得株式数} = \frac{\text{()自己株式買付金額}}{\text{()平均株価}}$$

- () 「自己株式買付金額」とは、2022年8月4日に当社が実施する東証の自己株式立会外買付取引による自己株式の買付けに際して、当社が野村證券に対して自己株式の買付金額として支払う金額と同額とする。
- () 「平均株価」とは、平均株価算定期間の各取引日の東証が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の算術平均値（売買高加重平均価格（VWAP）が公表されない日は計算に含めない。）に99.9%を乗じて得られた金額（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を切り捨てる。）とする。ただし、平均株価算定期間中に調整事由等が発生した場合には、当社は、注書き3.の規定に従い、平均株価を調整するものとする。
- () 「平均株価算定期間」とは、2022年8月4日から行使日の前日までの期間をいう。ただし、平均株価の算定において、以下の もしくは の期間における取引日または もしくは に定める取引日は平均株価算定期間に含めないものとする。
- 当社が、野村證券または野村證券の親会社の関係会社との間で元引受契約を締結して実施する株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の募集または売出しにおける、当該募集または売出しに係る価格等の条件決定期間の初日から申込期日までの期間
- 野村證券または野村證券の親会社の関係会社が公開買付代理人となる当社普通株式に対する公開買付けが実施される場合における、当該公開買付け実施が公表された日の翌取引日から公開買付け終了日までの期間
- 東証の取引参加者による取引行為を一般的に混乱または害する事由（以下 に定める事由を除く。）であると野村證券が判断した事由が生じた取引日（なお、野村證券が本 に定める事由の発生を了知した場合、本新株予約権に係る新株予約権者は、実務上可能な限り速やかに、当社に対して、その旨を通知するものとする。）
- 東証の取引日において、売買高加重平均価格（VWAP）が公表されなかった取引日

3. 平均株価等の調整

- (1) 平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、平均株価は、以下の規定に従って調整された、平均株価算定期間に属する各日の売買高加重平均価格（VWAP）の算術平均値（売買高加重平均価格（VWAP）が公表されない日は計算に含めない。）に99.9%を乗じて得られた金額（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を切り捨てる。）とする。
- 平均株価算定期間中に調整事由が生じた場合、発生した調整事由に係る調整事由効力発生日（以下に定義する。）の前日以前の各日の当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）は、当該各日の売買高加重平均価格（VWAP）に、当該調整事由について調整割合計算式（以下に定義する。）に従って算出される調整割合を乗じた結果得られる金額（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を切り捨てる。）に調整される。なお、平均株価算定期間中に複数の調整事由が生じた場合、当社は、発生したすべての調整事由について、発生した調整事由ごとに、関連する調整事由効力発生日の前日以前の各日の売買高加重平均価格（VWAP）に対して、上記の調整を行うものとし、ある日の売買高加重平均価格（VWAP）に対し複数回の調整が行われることがある。
- 「調整事由」とは、当社が当社普通株式の株式分割、株式併合もしくは無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てのいずれかを行った場合をいう。
- 「調整事由効力発生日」とは、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行った場合には、当社普通株式の株式分割または株式併合のための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日または効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。）の1取引日前の日をいい、また、当社が当社普通株式の無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てを行った場合には、当該無償割当ての効力発生日の前日（効力発生日の前日が取引日でない場合は、その直前の取引日とする。）の1取引日前の日をいう。ただし、当社普通株式の無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日（基準日が取引日でない場合は、その直前の取引日とする。）の1取引日前の日とする。
- 「調整割合」は、発生した調整事由ごとに、以下の計算式（以下「調整割合計算式」という。）に従って計算される。なお、調整割合計算式の分母における交付普通株式数の加算は、株式併合の場合には、株式併合により減少した株式数を減ずるものとし、当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当ての場合には、取得または行使により交付される株式数を加算するものとして読み替えるものとする。

$$\text{調整割合} = \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

ただし、既発行普通株式数および交付普通株式数ともに、当社が保有する当社普通株式数および当社に交付される当社普通株式数を除く。

- (2) 平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、基準株価（上記「新株予約権の行使の条件」に定義する。）は、当初の基準株価に対して、割当日の翌日以降行使日までに発生したすべての調整事由について、発生した調整事由ごとに、調整割合計算式に従って算出される調整割合を、順次すべて乗じた結果得られる金額（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に調整される。
 - (3) 平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、取得済株式数は、当初の取得済株式数に対して、割当日の翌日以降行使日までに発生したすべての調整事由について、発生した調整事由ごとに、調整割合計算式に従って算出される調整割合で、順次すべて除した結果得られる株式数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に調整される。
 - (4) 平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合以外にも、次に掲げる場合（「調整事由」と併せて「調整事由等」という。）には、平均株価、基準株価および取得済株式数（以下「平均株価等」と総称する。）について必要な調整を行う。
 - （ ） 調整事由に含まれない当社普通株式の発行または当社が保有する当社普通株式の処分（無償割当てによる場合を含む。）のために平均株価等の調整を必要とするとき。
 - （ ） 資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために平均株価等の調整を必要とするとき。
 - （ ） その他当社既発行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により平均株価等の調整を必要とするとき。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得条項は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 2022年9月20日 | - | 70,010,871 | - | 12,000 | - | - |

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載できないことから、直前の基準日（2022年6月20日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年6月20日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 3,500,600 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 66,502,900 | 665,029 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 7,371 | - | - |
| 発行済株式総数 | 70,010,871 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 665,029 | - |

- (注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、「株式給付信託(BBT)」、「株式給付信託(J-E SOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式20株が含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」の普通株式数には、「株式給付信託(BBT)」、「株式給付信託(J-E SOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式393,900株(議決権の数3,939個)が含まれております。

【自己株式等】

2022年6月20日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有 株式数(株) | 他人名義所有 株式数(株) | 所有株式数の 合計(株) | 発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%) |
|-------------------------|-----------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社ジョイフル本田 | 茨城県土浦市富士崎一丁目 16番2号 | 3,500,600 | - | 3,500,600 | 5.00 |
| 計 | - | 3,500,600 | - | 3,500,600 | 5.00 |

- (注) 1. 「株式給付信託(BBT)」、「株式給付信託(J-E SOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式393,920株については、上記の自己株式等に含まれておりません。
2. 2022年6月6日開催の取締役会決議により、2022年8月4日付で自己株式1,601,500株を取得しました。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2022年6月21日から2022年9月20日まで)および第1四半期累計期間(2022年6月21日から2022年9月20日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2022年6月20日) | 当第1四半期会計期間 (2022年9月20日) |
|-------------|-----------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 42,520 | 40,112 |
| 売掛金及び契約資産 | 3,392 | 3,530 |
| 商品 | 15,524 | 16,997 |
| 未成工事支出金 | 400 | 384 |
| 原材料及び貯蔵品 | 307 | 368 |
| その他 | 1,953 | 1,670 |
| 貸倒引当金 | 0 | 0 |
| 流動資産合計 | 64,099 | 63,064 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 70,112 | 70,143 |
| 構築物 | 8,285 | 8,285 |
| 機械及び装置 | 649 | 649 |
| 車両運搬具 | 51 | 53 |
| 工具、器具及び備品 | 3,925 | 3,935 |
| 土地 | 49,702 | 49,702 |
| リース資産 | 313 | 256 |
| 建設仮勘定 | 5,048 | 7,731 |
| 減価償却累計額 | 54,729 | 55,292 |
| 有形固定資産合計 | 83,358 | 85,465 |
| 無形固定資産 | | |
| 借地権 | 1,232 | 1,234 |
| ソフトウェア | 577 | 535 |
| その他 | 122 | 131 |
| 無形固定資産合計 | 1,932 | 1,901 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 1,596 | 1,779 |
| 関係会社株式 | 184 | 184 |
| 繰延税金資産 | 3,563 | 3,348 |
| その他 | 1,695 | 1,684 |
| 投資その他の資産合計 | 7,041 | 6,997 |
| 固定資産合計 | 92,331 | 94,364 |
| 資産合計 | 156,431 | 157,428 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2022年6月20日) | 当第1四半期会計期間 (2022年9月20日) |
|---------------|-----------------------|----------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 6,443 | 7,517 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 4,127 | 3,919 |
| リース債務 | 51 | 45 |
| 未払法人税等 | 681 | 979 |
| 未成工事受入金 | 1,443 | 1,238 |
| 賞与引当金 | 22 | 551 |
| 役員賞与引当金 | 46 | 9 |
| その他 | 5,408 | 7,351 |
| 流動負債合計 | 18,224 | 21,611 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 12,212 | 11,320 |
| リース債務 | 66 | 56 |
| 退職給付引当金 | 2,027 | 2,051 |
| 資産除去債務 | 3,398 | 3,405 |
| 長期預り保証金 | 4,501 | 4,486 |
| 従業員株式給付引当金 | 93 | 91 |
| 役員株式給付引当金 | 86 | 88 |
| 固定負債合計 | 22,385 | 21,500 |
| 負債合計 | 40,609 | 43,112 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 12,000 | 12,000 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 946 | 1,086 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 86,330 | 86,330 |
| 繰越利益剰余金 | 22,242 | 22,960 |
| 利益剰余金合計 | 109,519 | 110,376 |
| 自己株式 | 6,463 | 8,953 |
| 株主資本合計 | 115,055 | 113,423 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 765 | 893 |
| 評価・換算差額等合計 | 765 | 893 |
| 純資産合計 | 115,821 | 114,316 |
| 負債純資産合計 | 156,431 | 157,428 |

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期累計期間 (自2021年6月21日 至2021年9月20日) | 当第1四半期累計期間 (自2022年6月21日 至2022年9月20日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 30,862 | 30,966 |
| 売上原価 | 21,189 | 20,954 |
| 売上総利益 | 9,672 | 10,012 |
| 営業収入 | | |
| 不動産賃貸収入 | 1,210 | 1,306 |
| サービス料等収入 | 99 | 90 |
| その他 | 35 | 36 |
| 営業収入合計 | 1,345 | 1,433 |
| 営業総利益 | 11,017 | 11,445 |
| 販売費及び一般管理費 | 8,108 | 8,373 |
| 営業利益 | 2,909 | 3,072 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 0 | 0 |
| 受取配当金 | 1 | 6 |
| 受取手数料 | 94 | 96 |
| 受取負担金 | 69 | - |
| その他 | 135 | 134 |
| 営業外収益合計 | 300 | 238 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 8 | 6 |
| その他 | 4 | 1 |
| 営業外費用合計 | 13 | 8 |
| 経常利益 | 3,196 | 3,302 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 7 | 0 |
| 特別損失合計 | 7 | 0 |
| 税引前四半期純利益 | 3,189 | 3,301 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 428 | 887 |
| 法人税等調整額 | 550 | 159 |
| 法人税等合計 | 978 | 1,046 |
| 四半期純利益 | 2,210 | 2,254 |

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社は、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、四半期財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施し、会計処理に反映させております。

国内における新規感染者数は、増加と減少を繰り返しつつも、依然として発生し続けており、その収束時期を予測することは極めて困難な状況にあります。一方で、当該感染症が当第1四半期累計期間の業績に与えた影響は、軽微でありました。

以上の結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症は、当第1四半期累計期間以降も当社の事業に重要な影響は及ぼさないものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、今後、新たな変異株による感染再拡大等の不測の事態が生じる場合には、上記見積りの仮定や当社の財政状態および経営成績の状況に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(株式給付信託(BBT))

当社は、取締役および執行役員(社外取締役および非業務執行取締役を含みます。以下、「取締役等」といいます。)の業務執行(職務執行)をより厳正に評価し、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることによって、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として設定した信託(以下、「本信託」といいます。)により当社株式が取得され、取締役等に対して、予め定めた役員株式給付規程に基づき、当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)を本信託を通じて給付する株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前事業年度末247百万円、168,000株、当第1四半期会計期間末247百万円、168,000株であります。

(株式給付信託(J-ESOP))

当社は、当社の株価や業績と当社の一部役職員(以下、「幹部社員等」といいます。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への幹部社員等の意欲や士気を高めるため、幹部社員等に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

取引の概要

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした幹部社員等に対し当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みです。当社は、幹部社員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。幹部社員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前事業年度末407百万円、225,920株、当第1四半期会計期間末397百万円、220,420株であります。

（自己株式の取得に関する事項）

当社は、2022年6月6日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、2022年8月4日に取得が完了しております。なお、自己株式の取得にはコミットメント型自己株式取得（FCSR）（以下「本手法」という。）を用いております。本手法は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に該当するものとして、以下のとおり会計処理を行っております。

1．本手法の概要

当社は、2022年8月3日に野村證券株式会社ならびに野村キャピタル・インベストメント株式会社と本手法に係る契約を締結し、2022年8月4日にToSTNeT-3により1株あたり1,561円で、1,601,500株、2,499百万円に相当する自己株式を取得いたしました。（以下「本買付」という。）

本買付にあたっては、野村證券株式会社が当社株主から借株をした上で売付注文をしております。なお、ToSTNeT-3では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者である野村證券株式会社の自己の計算に基づく売付注文に優先されますので、野村證券株式会社による売付注文の約定額は一般の株主の皆様からの売付注文分だけ減少しており、結果的に1,501,500株を野村證券株式会社から買付けております。

野村證券株式会社が本買付後に行う当社株式の取得に関して、当社と野村證券株式会社との間で締結された契約はありません。

野村證券株式会社から取得した株式に対しては、当社の実質的な取得単価が本買付以降の一定期間（2022年8月4日から新株予約権の行使日または行使が行われない旨の通知を受けた日の前日まで）の各取引日の当社株式のVWAP（出来高加重平均価格）の算術平均値に99.9%を乗じた価格（以下「平均株価」という。）と同じになるように、別途、本手法において当社が発行する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の取得者となる野村キャピタル・インベストメント株式会社（以下「新株予約権者」という。）との間で当社株式を用いた調整取引を行います。具体的には、平均株価が1,561円よりも高い場合は、本新株予約権の行使により、「本買付における野村證券株式会社からの取得株式数」（以下「取得済株式数」という。）から「本買付において野村證券株式会社から買付けた金額により当社株式を平均株価で取得したと仮定した場合の取得株式数」（以下「平均株価取得株式数」という。）を控除して算出される数の当社株式を新株予約権者に交付し、逆に、平均株価が1,561円よりも低い場合は、平均株価取得株式数から取得済株式数を控除して算出される数の当社株式を新株予約権者から無償で取得することを合意しております。

このように、当社の実質的な取得価額が一定期間の当社株式の平均価格相当になるように当社株式を用いた調整取引を行うため、調整取引を含めた全体での最終的な取得株式数は変動する可能性があります。

2．会計処理の原則および手続

ToSTNeT-3を利用して取得した当社株式については、取得価額により貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。なお、本手法により取得した当社株式については、1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該会計処理方針に基づき、当第1四半期会計期間において、貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として2,499百万円（野村證券株式会社から買付けた当社株式は2,343百万円）を計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

| | 前第1四半期累計期間 (自 2021年6月21日 至 2021年9月20日) | 当第1四半期累計期間 (自 2022年6月21日 至 2022年9月20日) |
|-------|--|--|
| 減価償却費 | 673百万円 | 678百万円 |

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2021年6月21日 至 2021年9月20日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|-------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 2021年8月3日 取締役会 | 普通株式 | 1,254 | 18.00 | 2021年6月20日 | 2021年8月31日 | 利益剰余金 |

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が7百万円含まれております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

・自己株式の消却

当社は、2021年8月3日開催の取締役会決議に基づき、2021年8月20日付で、自己株式29,876,849株の消却を実施いたしました。その結果、当第1四半期累計期間において資本剰余金、利益剰余金および自己株式がそれぞれ12,224百万円、39,482百万円、51,706百万円減少いたしました。

・別途積立金の取り崩し

当社は、2021年9月16日開催の取締役会決議に基づき、同日付で別途積立金を50,000百万円取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えております。

なお、株主資本の合計額には、著しい変動はありません。

当第1四半期累計期間(自 2022年6月21日 至 2022年9月20日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|-------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-----------|-------|
| 2022年8月3日 取締役会 | 普通株式 | 1,396 | 21.00 | 2022年6月20日 | 2022年9月1日 | 利益剰余金 |

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が8百万円含まれております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

・自己株式の取得

当社は、2022年6月6日開催の取締役会決議に基づき、取得株式総数250万株、取得価額総額2,500百万円を上限として自己株式の取得を進め、当第1四半期累計期間において自己株式を1,601,500株、2,499百万円取得いたしました。なお、2022年8月4日をもちまして、上記決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

以上のことなどから当第1四半期会計期間末において、自己株式は8,953百万円となりました。

なお、株主資本の合計額には、著しい変動はありません。

(持分法損益等)

| | 前事業年度 (2022年6月20日) | 当第1四半期会計期間 (2022年9月20日) |
|------------------|-----------------------|----------------------------|
| 関連会社に対する投資の金額 | 184百万円 | 184百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 1,289 " | 1,343 " |

| | 前第1四半期累計期間 (自2021年6月21日 至2021年9月20日) | 当第1四半期累計期間 (自2022年6月21日 至2022年9月20日) |
|--------------------|--|--|
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 57百万円 | 53百万円 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第1四半期累計期間(自 2021年6月21日 至 2021年9月20日)

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | その他 | 合計 |
|------------------|---------|-------|--------|
| 「住まい」に関する分野 | | | |
| (a) 資材・プロ用品 | 5,299 | - | 5,299 |
| (b) インテリア・リビング | 4,218 | - | 4,218 |
| (c) ガーデン・ファーム | 4,093 | - | 4,093 |
| (d) リフォーム | 3,631 | - | 3,631 |
| 「生活」に関する分野 | | | |
| (a) デイリー・日用品 | 9,508 | - | 9,508 |
| (b) ペット・レジャー | 3,846 | - | 3,846 |
| (c) その他 | 264 | - | 264 |
| 営業収入 | | | |
| (a) サービス料等収入 | - | 99 | 99 |
| (b) その他 | - | 35 | 35 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 30,862 | 134 | 30,997 |
| その他の収益(注) | - | 1,210 | 1,210 |
| 外部顧客への売上高および営業収入 | 30,862 | 1,345 | 32,207 |

(注) 「その他の収益」は、不動産賃貸収入であります。

当第1四半期累計期間(自 2022年6月21日 至 2022年9月20日)

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | その他 | 合計 |
|------------------|---------|-------|--------|
| 「住まい」に関する分野 | | | |
| (a) 資材・プロ用品 | 5,459 | - | 5,459 |
| (b) インテリア・リビング | 4,187 | - | 4,187 |
| (c) ガーデン・ファーム | 4,148 | - | 4,148 |
| (d) リフォーム | 3,639 | - | 3,639 |
| 「生活」に関する分野 | | | |
| (a) デイリー・日用品 | 9,382 | - | 9,382 |
| (b) ペット・レジャー | 3,878 | - | 3,878 |
| (c) その他 | 269 | - | 269 |
| 営業収入 | | | |
| (a) サービス料等収入 | - | 90 | 90 |
| (b) その他 | - | 36 | 36 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 30,966 | 127 | 31,093 |
| その他の収益(注) | - | 1,306 | 1,306 |
| 外部顧客への売上高および営業収入 | 30,966 | 1,433 | 32,400 |

(注) 「その他の収益」は、不動産賃貸収入であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前第1四半期累計期間 (自 2021年6月21日 至 2021年9月20日) | 当第1四半期累計期間 (自 2022年6月21日 至 2022年9月20日) |
|---|--|--|
| (1) 1株当たり四半期純利益金額 | 31円92銭 | 34円50銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額(百万円) | 2,210 | 2,254 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純利益金額(百万円) | 2,210 | 2,254 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 69,270,391 | 65,352,839 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | - | 34円47銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益調整額(百万円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | - | 51,702 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前会計年度末から重要な変動があったものの概要 | - | - |

(注) 1. 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株式給付信託(BBTおよびJ-E SOP)の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式は、1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数

前第1四半期累計期間 411,020株 当第1四半期累計期間 391,497株

3. 当社は、2022年6月6日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、2022年8月4日に取得が完了しております。自己株式の取得にはコミットメント型自己株式取得(FC SR)を用いており、詳細につきましては「注記事項」(追加情報)(自己株式の取得に関する事項)をご参照ください。また、コミットメント型自己株式取得(FC SR)に伴い潜在株式が発生しており、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、以下の計算により算出しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 = 当第1四半期純利益金額 ÷ (期中平均株式数 + 普通株式増加数)

4. 上記3. に準ずる普通株式増加数は以下の計算により算出しております。

平均株価取得株式数 = 自己株式買付金額(1) ÷ 平均株価(2)

潜在交付株式数(単元未満切捨) = 取得済株式数 - 平均株価取得株式数

普通株式増加数 = 潜在交付株式数 × 潜在株式が存在した期間(3) ÷ 当第1四半期累計期間

(1) 自己株式買付金額は、2,343,841,500円

(2) 当社が、自己株式を取得した日(2022年8月4日)から当第1四半期末日(2022年9月20日)の各取引日の当社株式のVWAP(出来高加重平均価格)の算術平均値に99.9%を乗じた価格

(3) 新株予約権の割当日(2022年8月18日)から当第1四半期末日(2022年9月20日)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2022年8月3日開催の取締役会において、2022年6月20日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

| | |
|---------------------|-----------|
| 配当金の総額 | 1,396百万円 |
| 1株当たりの金額 | 21円00銭 |
| 支払請求権の効力発生日および支払開始日 | 2022年9月1日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月2日

株式会社ジョイフル本田
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廿 樂 眞 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 一 則

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジョイフル本田の2022年6月21日から2023年6月20日までの第48期事業年度の第1四半期会計期間（2022年6月21日から2022年9月20日まで）及び第1四半期累計期間（2022年6月21日から2022年9月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジョイフル本田の2022年9月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。